

●香川県告示第372号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第13条ノ2第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立地の用途の変更の許可の申請があった。

その関係図書は、香川県土木部港湾課及び丸亀市都市経済部建設課において平成24年8月3日から同月23日まで公衆の縦覧に供する。

平成24年8月3日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 申請年月日
平成24年7月20日
- 2 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所
丸亀市土地開発公社
丸亀市大手町2丁目3番1号
理事長 宮川 明広
丸亀市垂水町3245番地2
- 3 埋立地の用途
 - (1) 変更前の埋立地の用途
ふ頭用地、道路用地、緑地及び工業用地
 - (2) 変更後の埋立地の用途
ふ頭用地及び工業用地（変更部分については、縦覧に供する図面表示のとおり。）
- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号
平成18年3月31日 香川県告示第291号